

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 又は第7号により随意契約をすることができる 場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>競争入札に付することが不利と認められるとき、又は時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p>	<p>1 契約の概要 公用車両等用燃料（ガソリン、軽油）の単価契約による購入</p> <p>2 「不利」又は「著しく有利な価格」の説明 自動車用燃料については、県庁内の公用車用として購入するために岐阜県（出納管理課）において、岐阜県石油商業協同組合との間で単価契約（標準単価）が締結されており、令和8年度も同様の契約がされる見込みである。 そのうちの西濃地域（標準単価）を超えない価格で契約することができる見込みであるため。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。

契約相手名称	品名	ガソリン	軽油
	規格	リサーチ法 89 オクタン価以上 96 オクタン価未満。	セタン価 45 以上
岐阜商事(株) 代表取締役 長谷部 綾子	契約金額	1 6 9 . 9 4	1 5 6 . 6 7
(株)種田石油店 代表取締役 伊藤 千佳子			